

京都市告示第523号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成27年1月23日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
御霊神社（上御霊神社）	京都市上京区上御霊鳥居前通鞍馬口下る上御霊堅町 495番, 494番1（一部）, 447番2

(都市計画局都市景観部景観政策課)